

# 東京2020大会に向けた東京都「暑さ対策」推進会議設置要綱

27環地環第267号	平成27年10月21日	環境局長決定
28環地環第153号	平成28年10月31日	一部改正
29環地環第81号	平成29年6月21日	一部改正
29環地環第254号	平成30年3月1日	一部改正
30環地環第85号	平成30年6月14日	一部改正
31環地環第81号	令和元年6月14日	一部改正

## (設置)

第1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて課題となっている「暑さ対策」について、東京都の関係各局が連携を強化し、総合的に対策を進めていくため、「東京2020大会に向けた東京都「暑さ対策」推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑さ対策の具体化に関する協議、検討及び調整を行うこと。
- (2) その他関連する事項

## (構成)

第3 会議の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 オブザーバーは、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

## (座長)

第4 会議の座長は環境局に関する事を担任する副知事の職にある者をもって充てる。

2 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## (招集等)

第5 座長は、会議を招集し、会務を総理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を会議に出席させることができる。

## (部会)

第6 座長が必要と認めたときは、課題ごとに、会議に部会を設置することができる。

2 部会は、座長が指名する部会長及び当該部会長が指名する部会委員により構成する。

3 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を部会に出席させることができる。

## (庶務)

第7 会議の庶務は、環境局地球環境エネルギー部において処理する。

## (その他の事項)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表 1)

政策企画局 政策調整担当部長
財務局 オリンピック・パラリンピック施設整備担当部長
生活文化局 広報広聴部長
オリンピック・パラリンピック準備局 運営調整担当部長
都市整備局 市街地整備部長(選手村担当部長兼務)
環境局 環境政策担当部長
福祉保健局 医療政策部長
福祉保健局 保健政策部長
病院経営本部 経営戦略担当部長(オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務)
産業労働局 観光振興担当部長
建設局 道路保全担当部長
建設局 公園計画担当部長
港湾局 港湾経営部長
港湾局 臨海開発部長
港湾局 港湾整備部長
下水道局 計画調整部長
東京消防庁 オリンピック・パラリンピック対策室長
環境局 地球環境エネルギー部長

(別表 2)

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ゲームズ・デ リバリー室 MOC統括部長